

## 高知家庭裁判所委員会（第2回）議事概要

### 1 日時

平成16年6月9日（水）午後2時30分から午後4時30分まで

### 2 場所

高知家庭裁判所大会議室

### 3 出席者

#### ■ 委員

相沢俊夫、上田邦彦、高島郁夫、福留剛毅、山岡敏明、山本晋平、馬淵勉、  
二宮信吾

#### ■ 事務担当者

増田事務局長、村上総務課長、岡総務課課長補佐

### 4 議事

#### ■ 高知家庭裁判所長あいさつ

#### ■ 意見交換

テーマ「家庭裁判所の組織や裁判を国民にどのように広報しているのか。その  
あり方について」

#### ■ 次回開催テーマ

#### ■ 次回開催期日

### 5 意見交換（■委員長、○委員、●事務担当者）

■ 今回は「家庭裁判所の組織や裁判を国民にどのように広報しているのか。その  
あり方について」というテーマで意見交換をお願いしたい。

○ 一般の人が裁判所を利用することはあまりないし、それを広報するとい  
うのは難しいことだと思う。一般の人でも裁判所にかかわらざるをえないよ  
うな事件類型、例えば遺産分割とか夫婦間の問題を扱う事件などがあると思  
うが、こういった事件について申立をしようと思ってもそのやり方がわからない

から弁護士のところとかに相談に行っているのだと思う。こういった、一般の人でも裁判所とかかわらざるを得ないような事件類型について、その手続きの流れとかを中心に広報してはどうか。

- 裁判所は広報活動をする事について誰のどんな反応を求めているのか、何を求めて広報活動をするのかといった広報の目的と対象を明らかにしておく必要があるのではないかな。
- 何を分かってもらえるのか、何を知らせるのかといった広報の目的をはっきりさせておく必要がある。そうすると裁判所の見学者に対し単に大きな法廷を見せるだけでは十分な広報活動になっていないということになってくる。
- 裁判所の利用者を対象とした、裁判所が取り扱う各種事件の手続きを理解してもらおうための広報、これはこれで必要だと思うが、さらに対象を広げて、一般の人に裁判所がどんなものなのかとか、裁判官とはどんな人なのかといったことを分かってもらおうための広報というものもあるのではないかな。
- テレビのドラマとかでも裁判官とか裁判所の日常を中心としたものは少なく、裁判官がどんな人なのかといったことはあまり一般には知られていないと思う。裁判所の広報は、まずは裁判官がどんな人なのかとか裁判所はどんなところなのかといったことを一般の人に知ってもらうことから始めたらどうか。裁判官が中学校とか高校に出向いて講義を行う、いわゆる「出前講義」というものをやっているが、これは裁判官がどんな人なのかを知ってもらうということでは大きな効果があるのではないかな。
- 出前講義には、裁判官がどんな人なのかを知ってもらうだけではなく、裁判の手続きを分かりやすく教えるということもやっている。学校の教師でも裁判の手続きをあまり知らないことが普通であり、その意味では、出前講義は裁判官のことを知ってもらう以上に大きな効果があると思う。しかし、裁判官としては普段の仕事をしながら、それに加えて出前講義をしないといけないわけで、裁判官の負担とか苦勞は大変なものだと思う。

- 出前講義の場合、裁判官が話をする対象は学生という括りがあるから、話すテーマとか内容とかをある程度絞って話すことができ、そういった意味では話しやすい。これが一般の人に話すとなると、年齢も職業も違っていろいろな人がいるわけで、こういった人たちに話をするときに、学生相手に話をする出前講義の場合と同じような広報効果を得ることは難しく、裁判官の苦労はさらに大変なものとなるのではないか。裁判所の広報用ビデオを出前講義に代わるものとしてもっと活用したらどうか。
- 出前講義等の職員が出て行って話をするとなると、裁判所の場合は個人の秘密を扱っているということもあって、なかなか具体例を交えて話すことができないのではないか。マスコミ企業にも講演依頼が多いが、原稿以外は話をしない様に指導している。そうするとどうしても抽象的な話になってしまって、大変苦勞する割には効果が少ないのではないか。広報用ビデオを作っているのであればこれをもっと活用したらどうか。
- 出前講義を行う者の負担は重いと考えられるので、出前講義をした者は次に  
出前講義をする者のために話の大筋を書いて残しておくのがよい。
- 県の視聴覚ライブラリーには公共団体の広報用ビデオが貸出用に備え付けられていて学校などからの貸出の申し込みが多い。裁判所関係の広報用ビデオは図書館等には備え付けられていないようだが、広報用ビデオを一般の人に貸出すのであれば図書館等を利用した方がいいのではないか。
- 家裁のインターネットホームページを見たが、どうも内容がぴんとこないというか、あまり広報用に活用されていないように思える。これをもっと活用したらどうか。例えば、広報用ビデオの貸出の宣伝なども行ってみたらどうか。
- 検察庁でも出前講義のようなことを行っているが、検察庁の知名度がまだまだ低いということもあって、検察庁がどんなところなのか、あるいは検察官がどんな人なのかを先ずは知ってもらいたいということで行っている。先ずは関心を持ってもらうことに意味があるのではないか。そのためには裁判官がどん

な人なのか知ってもらおうという意味で出前講義は効果的なのではないか。

- 裁判所はもっとマスコミを使ったらどうか。マスコミを動かすようなことをすれば苦勞せずに大きな広報効果が得られるのではないか。そのためにはマスコミ受けするような企画、例えば、模擬少年審判を行うとかマスコミを呼び込んで関心を持たせるようなことをしなければならない。
- 「法の日」週間とか憲法週間に裁判所の所長のコラムとか何人かの裁判官のリレーコラムを新聞に載せてもらうとか、裁判官が積極的にテレビ出演するということも考えられるのではないか。
- 裁判所の手続きを知ってもらうのか裁判官の普段の生活を知ってもらうのか、ということにもよると思うが、新聞とかテレビに取り上げてもらうにはそれなりのおもしろさがないと難しいのではないか。
- 少年事件報道について意見があれば伺いたい。
- 少年事件報道について、裁判所がマスコミに対して何も話さないというのはいかがなものかと思う。審判の前後を問わず、話すべき事は話すという姿勢を持ったらどうか。例えば審判の日がいつになったのかというようなことは話していいのではないか。
- 事件当事者にも話さないようなことをマスコミに話す、あるいは事件当事者に話す前にマスコミに話すというのはいかがかと思う。事件当事者やその家族の感情にも配慮することが肝要ではないか。
- 裁判所が作成しているパンフレット等の内容について意見があれば伺いたい。
- 「司法の窓」という裁判所の広報誌があるが、内容が難しく大人向けの広報誌になっている。高校生でも難しいのではないかと思う。同じような内容で、高校生向けとか子供向けのものを数種類作ってはどうか。
- 手続き説明用リーフレットにしても内容が難しい。もっと分かりやすくする工夫は必要だと思う。

6 次回開催テーマ

「補導委託先の現状と補導委託先の新規開拓について」

7 次回開催期日

平成17年1月28日（金）午後1時30分